

# 手数料表および取扱い範囲の開示

株式会社イントロダクション

許可番号 13-ユ-313683

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-5-22 セキサクビル6階

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に基づく情報を次の通り公開いたします

※2024年4月1日現在

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬： 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金または、雇用契約期間中(1年を超える場合は1年間)に支払われる賃金の <b>35%</b>  手数料負担者は 求人者 とします
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金: <b>1,000,000円</b> 成功報酬： 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金または、雇用契約期間中(1年を超える場合は1年間)に支払われる賃金の <b>40%</b>  手数料負担者は 求人者 とします

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

## ●取り扱うべき職種の種類その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、港湾運送業務、建設業務を除く全職種です。

取扱地域は、国内です。

## ●個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。

個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

## ●苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、各事業所の職業紹介責任者です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

## ●手数料に関する事項

有料職業紹介業務において、**求職者から手数料は一切申し受けません。**

就職が決定した際の手数料は、届出をした上記手数料表に基づいて求人者と合意した金額を紹介手数料とし、契約書または覚書等に定めるものとします。

## ●返戻金に関する事項

同社より紹介し採用された求職者が、早期退職した場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻しする制度を設ける場合があります。以下を基本としています。ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

- 入社日から1ヶ月以内の退職の場合70%を返還する
- 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合50%を返還する
- 入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内の退職の場合20%を返還する

相談窓口 本社 TEL:03-6709-6869

